



「健康経営優良法人2026」認定企業

ブライツ500	ネクストブライツ1000	ネクストブライツ1000
中 株式会社まちだ	中 株式会社林フォーミング	中 株式会社アテイン
中 株式会社内藤鍛造所	中 株式会社清々舎	中 社会福祉法人わんぱく福祉会
中 株式会社九酸	中 株式会社山岡	中 株式会社Q-SANリフォームおがわ
中 株式会社メイホー	中 株式会社介護サービスわかば	中 福岡金属興業株式会社
中 株式会社社会備守	中 直方商工会議所	中 NC九州株式会社
中 直方ガス株式会社	中 有限会社飯野鉄工所	中 トーシン工業株式会社
中 株式会社アスリード	中 株式会社谷弥	中 アスカコーポレーション株式会社
中 医療法人爽歯会	大 株式会社フタバ九州	中 中小規模法人部門 大 大規模法人部門 (※順不同)

6月2日、働く人の健康づくりと企業の持続的成長を推進するため、「健康経営推進フォーラム」を開催しました。

当日は、経済産業省による「健康経営優良法人2026」の認定を受けた管内企業への表彰式を実施。今年度の管内認定企業数は昨年度の13社から23社へと大幅に増加していて、健康経営への取り組みが管内全体に着実に広がっています。

フォーラムでは、中小規模法人部門「ブライツ500」の認定を受けた「株式会社まちだ」代表取締役・町田寛明さんによる事例発表が行われました。同社からは、従業員が長く、いきいきと働き続けられる職場づくりに向けた具体的な取組が紹介され、参加者は熱心に耳を傾けていました。

また、筑紫女学園大学准教授の日高崇博さんによる基調講演『「いい会社ですね」で終わる会社と「ここで働きたい」と言われる会社の違い～認定される会社から、選ばれる会社へ～』では、健康経営が採用力や人材確保につながる理由と、その実践的な考え方について丁寧な解説がありました。参加した企業担当者からは「自社でも取り組むヒントが得られた」といった声も聞かれました。

大塚市長は「人手不足が深刻化するなか、働く環境の充実は企業の存続にかかわる問題です。健康経営はその有効な答えのひとつです。直方の企業がこうして行動を起こしていることを、市として大変誇りに思います」と述べました。

ブライツ500 とは
中小規模法人部門の認定法人のうち、特に優れた上位500社に付与される称号です。

ネクストブライツ1000 とは
中小規模法人部門の認定法人のうち、ブライツ500に次ぐ上位501位から1500位までの法人に付与される称号です。

健康経営® とは
従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に取り組むことで、企業の成長や価値向上につなげる経営手法です。「健康経営優良法人認定」は、健康経営に特に優れた企業を経済産業省が認定する制度で、大規模法人部門と中小規模法人部門があります。
※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

【問い合わせ】健康長寿課 健康企画係 ☎25-2275

「直方市健康経営推進フォーラム」を開催

働く人の健康づくりと企業の持続的成長を推進



▲詳細は市ホームページ

国保 高額療養費の上限額が変わります

令和8年8月1日から国民健康保険の高額療養費制度の見直しが行われます。医療費の月の上限額が変更され、年間上限額が新たに設けられます。

対象 国民健康保険被保険者 **問い合わせ** 保険課 保険年金係 ☎25-2113

70歳未満

所得区分	自己負担限度額	自己負担限度額 【年間上限額】
901万円超 (ア)	270,300円+(医療費-901,000円)×1% ※4回目以降は140,100円	1,680,000円
600万円超 901万円以下 (イ)	179,100円+(医療費-597,000円)×1% ※4回目以降は93,000円	1,110,000円
210万円超 600万円以下 (ウ)	85,800円+(医療費-286,000円)×1% ※4回目以降は44,400円	530,000円
210万円以下 (エ)	61,500円 ※4回目以降は44,400円	530,000円
住民税非課税世帯 (オ)	36,900円 ※4回目以降は24,600円	290,000円

70歳以上

所得区分 (課税所得)		自己負担限度額		自己負担限度額 【年間上限額】
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (690万円以上)		270,300円+(医療費-901,000円)×1% ※4回目以降は140,100円(外来+入院のみ)		1,680,000円
現役並み所得者Ⅱ (380万円以上)		179,100円+(医療費-597,000円)×1% ※4回目以降は93,000円(外来+入院のみ)		1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ (145万円以上)		85,800円+(医療費-286,000円)×1% ※4回目以降は44,400円(外来+入院のみ)		530,000円
一般		22,000円 (年間上限額 216,000円)	61,500円 ※4回目以降は 44,400円	530,000円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	11,000円 (年間上限額 96,000円)	25,700円 ※4回目以降は 24,600円	290,000円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円